

昭和建物管理株式会社 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和7年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 4年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 6年 4月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内広報誌による社員への周知

目標2：令和7年3月までに、年次有給休暇取得率を平均7割以上とする

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 3年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 5年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する

<対策>

- 令和 2年 4月～ 休業後における原職または原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制を見直す
- 令和 2年 9月～ 育児・介護休業法や労働基準法に基づく各種休業制度や雇用保険法に基づく各種給付内容の周知

目標4：出産や子育てによる退職者について再雇用の実施

<対策>

- 令和 2年 4月～ 出産や子育てを理由とする退職時に再雇用可能な事を周知